

令和4年11月定例会 総務委員会（付託）

令和4年12月5日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

増富委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時18分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出議案（追加）、説明資料（その3））

- 議案第31号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【報告事項】

- 令和5年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針について（資料1）
- 令和5年度に向けた監察局の施策の基本方針について（資料2）
- 令和5年度に向けた出納局の施策の基本方針について（資料3）

伊藤経営戦略部長

11月県議会定例会に追加提出いたしました案件につきまして、お手元の令和4年11月徳島県議会定例会提出議案（追加）により御説明いたします。

今回、追加提出いたしました案件は、議案第31号から第37号までの条例案7件となっております。このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、議案第31号、第32号、第33号の条例案でございます。

詳細につきましては、別の資料にて御説明いたします。

追加提出案件の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、総務委員会説明資料（その3）に基づきまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出案件の概要を説明申し上げます。

資料1 ページを御覧ください。

その他の議案でございます。

条例案が3件ございますが、①職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、本県の一般職の給与について、人事委員会勧告に基づき、改定を行うものであります。

2 ページを御覧ください。

②知事等の給与に関する条例の一部改正につきましては、知事等の特別職の給与につい

て、国の特別職に係る期末手当の支給割合が引き上げられたことに準じ、同様の改定を行うとともに、給料の削減措置については、特別職の給料について原油価格・物価高騰が県民生活に影響を与える中、引き続き県内の景気動向を見極めるため、令和5年4月から翌年3月まで継続するものであります。

3ページを御覧ください。

③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、常勤職員の給与との均衡を考慮し、本県の会計年度任用職員の給与について改定を行うものであります。

以上で、追加提出案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、経営戦略部から1点御報告申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

令和5年度に向けた経営戦略部の施策の基本方針についてでございます。

経営戦略部の現状と課題として、質の高い行政サービスの創出、デジタル田園都市国家構想の実現を見据えた行政事務のデジタル化、三つの国難打破に向けた喫緊の課題への対応と税財源の確保を掲げ、これを踏まえた施策の方向性である働き方の新たなスタイルの実現による新しい時代にふさわしい行政サービスの提供や、デジタルトランスフォーメーションの具現化、未来投資を支える持続可能な財政基盤の確立に向け、経営戦略部ならではのヒト、モノ、情報、カネの四つの柱で取り組んでまいります。

まず、ヒトにつきましては、業務フローの見直しやシステムの全体最適化により、県庁DXを推進するとともに、戦略的な定数管理により、新しい働き方に対応できる組織体制の構築を図ってまいります。

次に、モノにつきましては、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、電動車の積極的な導入により、県庁GXを推進し、脱炭素社会の実現に寄与してまいります。

また、リタイアインフラなど既存ストックの戦略的な活用に努めてまいります。

次に、情報につきましては、メディアミックスにより、県民の生活スタイルとニーズに合わせて、きめ細やかな情報発信を戦略的に展開するとともに、ダイバーシティの視点に立ち、記者会見の手話や動画における字幕の活用など、誰一人取り残さない届く県広報を実現してまいります。

最後に、カネにつきましては、施策推進に必要な財源確保のため、不断の歳入・歳出改革を進めるとともに、積極的な政策提言により、必要な地方税財源の確保に努めてまいります。

こうした取組により、新しい時代に対応した県行政を展開することで、県民サービスの向上を図ってまいります。

経営戦略部の報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

黄田監察局長

続きまして、監察局から令和5年度に向けた監察局の施策の基本方針につきまして、御報告をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

監察局といたしましては、公平・公正な県政の推進、県民参加による県政の推進を二つの柱として、具体的な施策を展開してまいりたいと考えております。

まず、公平・公正な県政の推進についてでございます。

1点目の公正で円滑な事務執行の推進につきましては、公益通報制度や定期監察、特別監察などの重層的チェックにより、職員の職務執行の適正確保に取り組んでまいります。

2点目の適正な行政運営の確保につきましては、財務事務に関し、内部統制制度によるリスク管理を行い、ミスの予防に努めるとともに、AI文書審査による正確で迅速な審査や、文書のライフサイクルに応じた適切かつ効率的な文書管理を行ってまいります。

3点目の農林水産団体、社会福祉法人、公益法人等に対する厳正な検査の実施につきましては、実地検査とリモート検査を組み合わせたハイブリッド検査を推進するとともに、専門的知見の活用により、法人運営の適正化、健全化を促進してまいります。

次に、二つ目の柱の県民参加による県政の推進についてでございます。

1点目のとくしま丸ごとAIコンシェルジュ等を活用した情報発信につきましては、県ホームページ上で運用しておりますFAQシステム、とくしま丸ごとAIコンシェルジュにより県民の利便性向上を図るとともに、県庁コールセンター、すだちくんコールの的確かつ迅速な回答により、県民の満足度向上に努めてまいります。

また、すだちくんテラスを最大限に活用し、各部局と連携の上、積極的に県政情報を発信してまいります。

2点目の県政運営評価戦略会議による事業評価につきましては、行動計画や総合戦略の既存事業の見直しと、新たな施策展開へつなげる提言を重視した評価を実施してまいります。

3点目の県民目線での施策展開につきましては、県政バスや県庁舎見学、とくしま目安箱等により、県民の県政参加を促進してまいります。

監察局の報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

金井会計管理者

続きまして、出納局から令和5年度に向けた出納局の施策の基本方針につきまして、御報告させていただきます。

お手元の資料3を御覧ください。

出納局では、デジタル化の加速による県民サービスの向上とバックオフィス業務の効率化を推進してまいります。

まず県民サービスの向上につきましては、左側の2項目であります。

キャッシュレス決済の推進及び災害時対応力の強化では、本年4月より運用を開始いたしました一般歳入金のココンビニやATM収納、スマホ等のキャッシュレス決済の推進に向け、引き続き、機能改善を図ってまいります。

また、金融機関等との連携による資金安定供給体制の強化に向け、リモート相談訓練、支払データ送信訓練などの取組を促進し、県民の利便性向上と災害時における県民生活や県内経済の安全・安心の実現につなげてまいります。

工事検査の効率化と技術の継承では、AI-FAQによる資料検索の容易化やRPAに

よるチェック作業を自動化し、検査業務を効率化するとともに、工事検査のポイントをまとめたVR研修動画を作成し、現場を疑似体験できる研修の実施により、厳正な工事検査と職員の技術力向上に努め、公共工事の品質向上に取り組んでまいります。

次にバックオフィス業務の効率化につきましては、右側の2項目であります。

全庁的な未収金対策の推進では、グラフにありますとおり、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも未収金が縮減されたところでありますが、引き続き、未収金の発生抑制と回収の促進や専門家によるスキルアップ研修などにより、削減目標の達成はもとより、県民負担の公平性、歳入確保に努めてまいります。

会計事務の効率化、適正化では、財務会計システムの改修による機能の向上等により、効率的な会計審査事務を推進するとともに、RPA、AI-OCRの活用による業務の自動化、省力化により、会計事務の効率性と事務処理の正確性を向上させてまいります。

出納局からは以上でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

増富委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古川委員

1点だけお聞きします。

決算の委員会的时候にちょっと気になった事業なんですけれども、「未知への挑戦」実装費というのがあるんですが、各部局で自主的に使える予算を確保してやって、今年度も多分付いていると思いますが、令和3年度は結構執行残も多く出ていました。2,300万円余り出ていましたので、この事業の実施状況といいますか、過去いつからやっているのか、これまでの流れとか、教えていただけますか。

福岡財政課長

古川委員から、「未知への挑戦」実装費についての御質問を頂いてございます。

三つの国難への対応をはじめまして、新たな政策課題が山積しておるという状況におきまして、県民ニーズが多様化、広範囲化する中で、これまで以上に県民目線、現場主義に立ったスピーディーな意思決定と施策展開が求められておるという状況と思います。

このため、年度途中に生じた新たな政策課題に対しまして、現場に近い各部局において、機動的で実効性の高い事業展開を図るため、部局長裁量枠として創設いたしまして、柔軟かつ迅速な施策展開を図るものでございます。

実施につきましては、令和元年9月議会において、議会のほうから提案を頂きまして、1部局につき500万円、知事部局各部、教育委員会、警察本部、こういったところにおいて、新たに生じた政策課題へのタイムリーな対応策を企画立案し、枠予算として速やかに実行に移すというところでございます。

実績額です。令和3年度について御質問を頂いていまして、令和3年度の実績額につき

ましては、申し訳ありません、全庁合わせた数字で申しますと、総額で4,100万円余りとなつてございます。

古川委員

趣旨は理解できるんです。実際はこれが令和2年度から付いたんです。令和2年度、3年度とやって、今、3年目ですか。どんな感じで進んでいるのか。さっき聞いたら4,100万円使われて2,300万円余ったということは、3分の1ぐらい余っているということになりますよね。

だから、実質、きちんと部局の各課でうまく使われているのか、財政課のほうもやっぱりきちんと評価して、来年度どうするかというのを決めていかないかと思えます。そのあたりの使われ方とか、財政課が今どのように捉えているのかいうのを教えてもらえますか。

福岡財政課長

この「未知への挑戦」実装費につきましては、各部局において事業の実効性やその効果を検討した上で実施しているものと考えてございます。

例えば令和3年度で申し上げますと、危機管理部局でございますと、災害に強い地域づくりを推進するために津波避難訓練に関する取扱ガイドライン及び取組事例集の作成であったりとか、経営戦略部で申しますと、職員研修の管理業務の効率化を図るために各職員がシステム上で過去の受講履歴であるとか、今後の研修予定といったことを確認できるような研修管理のシステムを構築するとか、農林で申しますと、豚熱のまん延防止のための野生イノシシの個体調査であったりとか、海藻類の施肥技術の実証であったりとか、そういった各部において必要な事業について実施していただいております。

古川委員

部局によっては、なかなか使うところがないような部局もあるんですか。使っているところは使っているけど、残しているところは残しているという感じですか。分かりました。

これをなくせという意味で聞いているんじゃないくて、せつかくあるので、これは財政課に言うてもあれなのかもしれませんが、各部局で積極的に使ってほしいなと思います。もっと使うように、経営戦略部のほうから何ができるかというのは分かりませんが、有効に、例えば今本当にいろんな施策に対して、それがどれだけ効果があるのかというのをやっぱり跡追いで、それをまた次に活かしていくみたいなデータ収集とか、そういうような事業執行というのが求められていると思います。そういうのにどんどん使ってほしいなと思ってるんです。来年度もこの予算が多分存続するんだろうなとは思いますが、何か財政課、経営戦略部として各部局に働き掛けるようなことは考えてはないんですか。

福岡財政課長

せつかく議会にもお認めいただいて予算化されたものでございますから、各部局におい

て、議員がおっしゃるように有効に積極的に活用していただけるように、こちらのほうからも言っていきたいと思っております。

古川委員

分かりました。500万円という額がもうちょっとあったらなというのものもあるのかも分かりません。それも財政には限りがあるので、なかなか難しいかなとは思いますが、積極的に使っていただけるように、議会のほうからも各部局にも言わないかなと思いたすけれども、そういう形で進めていただけたらと思います。

東条委員

来年度に向けた基本方針ということで、人ですよね。やっぱり人ってすごく大事だと思うんです。戦略的な定数管理による新しい働き方というのは、来年に向けてどのようなことを考えられているのか、ちょっと教えていただけますか。

高崎人事課長

ただいま東条委員より、戦略的な定数管理について御質問を頂きました。

まず、社会情勢と行政需要の変化に柔軟に対応いたしまして、県民の皆様の満足度の高い行政サービスを将来にわたって、継続的に安定して構築するため、また、職員が個々のワーク・ライフ・バランスを実現しつつ、職務においてその能力や意欲を最大限に発揮できる組織、体制づくりが重要であると考えているところでございます。また、今後、定年が段階的に引き上げられることに伴いまして、豊富な知識や技術、また経験等を持つ高齢期の職員の活躍の場も広がるものと考えております。

定年退職者が出ない年にありましても、従来でありましたら退職補充を基本とした採用としておったところでございますが、そうではなく、中長期的な観点に立ちまして、継続的かつ一定程度平準化した採用を行いたいと考えております。

そうした戦略的な定数管理によりまして組織の活力の維持、また将来にわたって安定的に質の高い行政サービスを提供できる体制を確保してまいりたいと考えております。

東条委員

社会状況によって、何が求められているかによって、人の配置というのは必要かなと思うんですけれども、定年延長によって経験がある方々にいかにそれまでの経験を生かしていただくかということもすごく大事だと思いますし、働いている人は、将来こういうふうにしようという目標を立てられるかなと思います。今までやったことないところにも時によったら行かないといけないというようなときもあるのかも分かりませんが、できるだけ若いときはいろんな部署に行かれて、でも専門性の高いところは、やはり生え抜きというんでしょうか、この人にももらわないとなかなか動かないというような部署もあると思います。そういう方を育てていくといたらあれかも知れませんが、やっぱりこの方がおってくれたら、この部署はある程度回っていくみたいなことも必要かなというふうに思います。

本人の申出というか、やりたいところに行けるというのも一つの方法ですし、興味を

持ってもらおうとか、ここへ来てよかったと思えるような職場でないと難しいと思うんです。

先ほど、県警のほうでもあったんですけども、上司とか上の人に何でも話ができたり、意見が言えたりというような状況というのもすごい大事やと思います。その辺も、いい風が吹くような、職場の環境がすごくいいような状況というのは本当に大事やと思いますので、悩みとか困難というのをできるだけなくしていくような職場に是非していただきたいと思います。そういう悩みの窓口というのは、ちゃんとあるわけですか。苦情とか、苦情というのもおかしいですけど、職員の方々が相談できる体制というのは作られているんですか。

増富委員長

小休いたします。（11時41分）

増富委員長

再開します。（11時41分）

高崎人事課長

ただいま東条委員より、職員の相談体制について御質問いただきました。

もちろん職員のお一人一人が持っている力、能力を最大限発揮するためには、働きやすい職場環境づくりが何よりも重要だと考えております。そのためには、まずチームで話ができる環境というのが一番いいと思います。チームで話して、課で話してということだと思います。そういった、まず所属長のマネジメントでもって風通しのよい職場づくりというのを努めていくといったところで、今年度のコンプライアンスの推進目標としても定めているところでございますし、機会があるごとにそういったことを呼び掛けてもいるところでございます。

ただ一方で、なかなか所属長に言いにくいといったようなことがございましたら、それは人事課のほうでもハラスメント相談窓口ございますし、人事課に直接相談しにくいということになれば、人事課以外にも窓口を設置しております。また、全庁掲示板、全庁グループウェアのほうにも、そういった窓口は周知をしておりますので、そういったところで話しやすいところに、まずは相談をしていただくといったところで、体制を整えているところでございます。

東条委員

メンタル不調が増えているという情報もいろいろ漏れ聞こえてまいります。やっぱり人が県の財産だと思いますので、風通しのいい職場環境を是非作っていただくように要望しておきます。

庄野委員

今、東条議員さんのほうからも県庁、行政は人が動かしていくということで、人を大切にする風通しのいい職場づくりというものは非常に重要なことだと思います。

私も9月議会でも申し上げたんですけれども、会計年度任用職員の方々の引き続いての処遇改善、あと職員さんの健康状態もそうなんですけれども、超過勤務がかなりあるなどというふうな認識をしているんです。ざっくりでいいので前年度と比較して、今年度どういう状況で推移しているのかというのを、全体的に、人事課長の感覚でいいので教えていただきたい。横並びで推移しているのか、これ部局によっても、事業や、今行政に求められているニーズによってもかなり差があると思うんですけれども、超過勤務の状況について、今分かっている範囲で教えていただけたらと思います。

高崎人事課長

ただいま庄野委員より、超過勤務の状況について御質問いただきました。

手元に持っている数字が7月末までということで、ちょっと前のものになりますけれども、昨年度と比較をいたしましても、若干増加傾向にございました。

といいますのも、新型コロナウイルス感染症の第7波でオミクロン株BA.5系統への置き換わりによる感染拡大という影響で超過勤務がかなり増えたような状況がございました。全庁挙げて対応はしてきたところでございますし、現在のところは全数把握の見直しということがございまして、少し落ち着いているところではございますけれども、前半のこうしたコロナ対応で、今年度前半につきましては昨年度と比べて、ちょっと増加してきたという状況でございます。

庄野委員

そこで、来年度の人事の体制なんですけれども、事業が非常に忙しくなっている部局、来年度も事業が忙しくなるであろうと予測される部局、そういう課には、人事課のほうで超過勤務のほうも、その主管課から十分意見を聴取して、ここはやっぱり人を増やさないかなと思うところは、人員を増やしたりするのも、定数が決まっていますから厳しいと思うんですけれども、そこらはよくよく吟味されて、是非必要なところに人を配置することをこれからも進めていってもらいたいなということを要望しておきたいと思いません。

高崎人事課長

ただいま庄野委員より、超過勤務の多い所属に対して、人員配置を重点的にといった御質問を頂きました。

確かに職員数には限りがございます。そうした限られた職員数の中にありましても喫緊の課題であったり、また、将来を展望した課題といったものに、迅速かつ的確に対応する体制というのをしっかり確保する必要があると考えております。

また、超過勤務が多いところについても、しっかりとヒアリングや状況等を把握いたしまして、適材配置をしてまいりたいと考えております。こういったことは毎年度行っておりまして、今年度、令和4年度の定期人事異動につきましても、自然災害であったり、新型コロナをはじめとする危機事象対応の強化でありましたり、児童虐待防止に向けた児童相談所の体制強化であったりといったところで、各分野におきまして職員の重点配置も行っております。

また、再任用職員が毎年のように出てきておりますので、再任用職員が持っている経験であったり、能力といったものを組織全体に生かせるよう効果的に配置いたしまして、組織実行力の維持、向上に努めているところでございますし、また今後も、そのように努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

ありがとうございました。引き続きよろしく申し上げます。

増富委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

今お聞きしたことで、一つ思いついたことありますので、先に聞いておきます。

コロナに罹患した人に対する民間の保険の給付に必要な書類の作成が遅れて、そのために給付が遅れてしまってやむなく社会福祉協議会に借入れの申出にお連れした事例を持っています。体制が依然として整っていないように思います。これは是非、きちんと現状を把握して、体制をとっていただきたいということですが、どうですか。

高崎人事課長

ただいま扶川議員より、コロナの給付金の事務の停滞について御質問いただきました。

コロナ第7波によりまして、1日に本当に多くの感染者数が出たことで、業務が保健福祉部だけではなかなか難しいということで、全庁を挙げた応援体制を組んだところでございます。

また、保健福祉部とも連携いたしまして、状況も確認しながら、必要に応じてその都度増員もしてきましたし、また落ち着いてきましたら、逆に減らしてもきたところでございます。

今後とも引き続き保健福祉部としっかりと連携をして必要な体制というのを組んでまいりたいと考えております。

扶川議員

次に、指定管理のことでお尋ねします。

今回、14件19施設の指定管理に関する議案が出ております。県の指定管理者は全体で何件あって、こういう施設について県として公募の際に指定管理料についてどのような考え

方で対応しているのか、ざっくり説明してください。

福岡財政課長

議員から、指定管理に関して御質問を頂いてございます。

全体の数で申しますと47施設となっておりまして、このうち今回令和4年度の更新施設といたしまして、指定管理者の議案を提出しておりますのは、佐那河内いきものふれあいの里、青少年センター、埋蔵文化財総合センター、総合福祉センター、障がい者交流プラザの障がい者交流センター、障がい者交流プラザのうち障がい者スポーツセンター、大鳴門橋架橋記念館及び渦の道、美馬野外交流の郷、出島野鳥公園、神山森林公園、高丸山千年の森、富田浜第一・富田浜第二・幸町駐車場、藍場町地下・松茂駐車場の13件でございます。またPFI事業の一環として公募対象外で新浜町団地県営住宅がございまして、これを合わせて14件が11月議会の提出議案となっております。このうち大鳴門橋架橋記念館渦の道、富田浜第一・富田浜第二・幸町駐車場、藍場町地下・松茂駐車場の3件につきましては、施設を利用する方から徴収する料金収入により指定管理者の管理に要する費用を賄っていただく制度をとっておりまして県からの指定管理料の支払がない施設となっております。

残る10施設につきましては、公募の指定管理料の設定に当たりましては、担当部局において指定管理者を公募する際に業務範囲の変更の有無、業務によって生じる使用料の収入の増減、業務を実施するに当たって必要な支出の増減など様々な要因を考慮して適切に設定されたものと認識してございます。

扶川議員

公募の金額が前年度と比べて変動していなかった施設というのは、この10施設のうち幾つあるんですか。

福岡財政課長

先ほど申しました施設のうち今回の公募によって金額の変動がなかったものは、青少年センター1件となっておりますが、青少年センターは移転に伴いまして、昨年度設定したということもございまして、変更はございませんでした。

扶川議員

分かりました。

一部、15年も変わっていないところもあるというような話も聞きました。この物価高の中で、そのまま機械的に前年度並で公募するなんてことをやりますと、当然ながら、利用者にしわ寄せがいて、サービスの低下を招く。実際招いているんじゃないかということがうかがわれる事例もありました。この点は、物価高騰も反映して適切な指定管理料が実態に合わせて、おっしゃったように設定できるように、それぞれ事業課にきちんとお話いただきたいと思っております。よろしいですか。

福岡財政課長

指定に当たって今議会に11月補正で債務負担行為を提案してございますが、前回の設定と比較して上がっているということもございますので、単純に前回と同じ額以内でというものではございません。

各指定管理料の設定につきましては、先ほども申しましたように、施設を管理する、所管する担当部局におきまして業務範囲の変更の有無、業務によって生じる使用料の収入の増減、業務を実施するに当たって必要となる支出の増減など様々な要因を考慮して適切に設定されているものと考えてございます。

今後とも、こうした内容の吟味につきましては、各部局のほうで適正に行っていただけると考えてございます。

扶川議員

後日、調べた資料の提出をお願いします。

次に、公文書管理条例に係る意思形成過程の記録についてお尋ねします。

県民の知る権利を保障する上で、誰がどういう議論を経て県の方針が決定されたという意思形成過程というのをちゃんと記録し、公開することは不可欠です。

森友、加計なんかをきっかけにして国でも法ができ、県も今度条例ができるわけですが、そのためには県の内部での打合せがどこまできちんと記録されるかということが肝要なんです。

法や他県の条例を見てみますと、文書作成については、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとして、国のガイドラインではその処理に係る事案が軽微なものである場合というのは、厳格かつ限定的に解される必要がある。すなわち、事後に確認が必要とされるのではなく、文書を作成しなくても支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有さないような場合に限るんだとされています。

そこで具体的にお尋ねをいたします。

9月議会で私は不勉強で、庁議と庁内協議を区別せずにお尋ねしたので、とんちんかんな話になりましたけれども、本来、お聞きしたかったのは年に5回程度開かれているマスコミにも公開されているような庁議じゃなくて、年間、毎月というよりも日々行われている庁内協議についてお尋ねしたかったんです。

例えば、知事の活動記録を見ますと、庁内協議が12月には2回、事務協議が1回開かれています。こうした会議については、現在議事録が作成されておりますか。

以西秘書課長

ただいま議員から、庁内協議について御質問を頂きました。

一般的に事業なり施策を推進していく上では上司に報告なり、方向性を確認したりといったことが行われます。そういった際に記録が取られているかということでございますけれども、その記録を取るかどうかにつきましては、それぞれ事業なり施策の担当部局において判断がなされて適切に行われているものと承知しているところでございます。

扶川議員

だから、今秘書課にお尋ねしているんです。秘書課としては、この知事の活動記録に出

てきている庁内協議についてはどのような記録を取られていますか。

以西秘書課長

秘書課におきましては、庁内協議に関する記録といったものは作成してございません。

扶川議員

公文書管理条例ができれば秘書課として作成しますか。

以西秘書課長

公文書管理条例が作成された後の対応ということでございます。

秘書課といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、それぞれの担当部局において、必要に応じて対応がなされるものと認識しております。

扶川議員

それは法制文書課が答えることでしょうか。

来年4月からこの新しい条例ができるわけでしょう。そのときにはガイドラインもQ&Aも作らないかんわけです。具体的な対応は秘書課自身が決めないといけないことが決まってないじゃないですか。そういうことをちゃんと記録しないと、例えば記念オーケストラで知事がどういう判断をしたのか検証しようとしてもできないじゃないですか。それだから、私は担当課だけで決めちゃ、任せちゃ駄目なんだということを言っているんです。

日常業務の連絡、打合せなんか軽微なものは記録しなくていいという立て付けに、国でも各県の条例でもなっていますが、知事と職員がやる庁内協議は軽微なことばかりやってるんですか。違うでしょう。非常に重要なことが県の職員に対してその場で話をされるはずですよ。当然こんなもの軽微なものじゃないんで記録すべきです。そういう認識に立って各課が判断してくれないと公文書管理条例を作ったって何の意味もありません。でないと、後で意思決定過程というのは跡付けられないじゃないでしょうか。

9月委員会で法制文書課の答弁が正に今おっしゃったような形で、何が意思決定過程であるとか、事務事業の実績に係るものであるか、その事案が軽微であるかどうかということのを考慮して業務の所管課において判断されるなんて、今おっしゃったとおりの答弁です。

私は、何が意思決定過程なのか、何が軽微かということについて、今聞いていただいたらお分かりのように、業務を担当課に任せっきりじゃ駄目なんです。ちゃんとその点を詳しくガイドラインやQ&Aに書き込んで、きちんと意思形成過程が記録されるようにしなきゃいけないと思うんです。法制文書課としてはどのようにお考えですか。

美原法制文書課長

ただいま扶川議員から、公文書管理条例における文書の作成義務につきまして、御質問いただいたところでございます。

現在の公文書管理規則による運用では、個別具体の事案における公文書の作成については、政策や事業の経緯について熟知している担当部局が判断しているところでございます。

今、提示させていただいております公文書管理条例の素案におきましては、条例の目的を達成するための意思決定過程や事務事業の実績に至る経緯を合理的に跡付け、また検証することができるよう文書を作成しなければならないとしているところでございます。

まだ条例が制定、施行されておりませんが、素案がその内容で制定、施行された場合には、条例所管課として、国の通知などに応じてガイドラインなどで文書作成の指針などを示すことになると考えております。

先ほど議員がおっしゃったように、個別の業務に係る文書の作成につきましては、意思決定過程や事務事業の実績に係るものであるかどうか、事案が軽微なものであるかどうかを考慮して、業務の所管課において判断されると考えております。

その点では、現行の取扱いとは異なることはないんですけれども、今回の公文書管理条例につきましては、文書の作成、保管等の様々な規定がございます。このため、公文書管理条例の制定は令和5年2月、施行が令和6年4月を想定しております。まずはその条例を可決していただいた後に、文書を作成する実施機関の職員が条例の趣旨にのっとり、円滑に文書の作成、保管などを行えるよう、適切かつ分かりやすいガイドラインとなるよう、現在検討を進めているところでございます。

このため、職員の研修等を確実にを行い、実施機関の職員への公文書管理条例の浸透を図ってまいりたいと考えております

扶川議員

お尋ねはしません。意見だけ言いつぱなしになりますけれども、何が意思決定過程なのか、何が軽微かについて、改めてガイドラインの下できちんと定めていただけたらと思うんです。それでも県民から見たら、何でこんなことが記録されていないんだみたいなことが起こったときには、この素案を見ますと情報公開審査会に諮問できるようです。ただ、それは歴史的文書の保存についてだけと言われているようにも読めますので、その都度、行政の不作为というのを県民が察知したときには、情報公開審査会に諮問して、第三者的な意見がきちんともらえるようお願いをしたいということを要望して終わります。

増富委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第3号，議案第4号，議案第10号，議案第15号，議案第31号，議案第32号，
議案第33号

次に，請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは，請願第19号，消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書を審査いたします。

本件について，理事者の説明を求めます。

伊藤経営戦略部長

請願第19号，消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書に関しまして，現在までの国等の動向を説明させていただきます。

令和元年10月1日から，消費税の税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられ，同時に消費税率引上げに伴う低所得者対策として，消費税の軽減税率制度が実施され，消費税の税率が軽減税率8パーセントと標準税率10パーセントの複数税率となったところでございます。

この軽減税率制度の実施によって，仕入れ税率，税額が8パーセントと10パーセントが混在することになったことから，事業主が取引を行う際の消費税の税率や税額を正確に把握し，課税の適正性や透明性を確保するため，令和5年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式，いわゆるインボイス制度が導入されることとされております。

国におきましては，円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるとされており，説明会の開催，相談窓口の設置などの周知，広報に努めるとともに，中小企業，小規模事業者等向けの補助金の拡充や，免税事業者等からの課税仕入れに対する経過措置を設けるなどの対応を行っているところであると伺っております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

増富委員長

理事者の説明は，ただいまのとおりであります。

本件は，いかがいたしましょうか。

庄野委員

インボイス制度を設けていくことは，来年10月からでございますけれども，これにつきましては，税の公平性から言ったら，一旦もらっている消費税を中小・零細の企業の方々が支払うということはおく当然のことだと思うんですが，今のコロナの状況下にある経済状況でありますとか，また，中小・零細企業がこの制度の中身でありますとか，今，1,000万円以下でありますけれども，その額が適当なのかどうかとか，いろいろと不安

視している部分がございます。少し延期してもどうかというふうな声があるのは事実なんです。

したがいまして、私は、この中止を求める意見書というのには賛成はできんのですけれども、このインボイス制度自体が今の時期なのかっていうことが少し懸念されますので、継続ということで主張させていただきたいと思います。

東条委員

私も、庄野委員と同じ意見で、中止ではなく延期というような形にさせていただきたいと思います。

北島委員

私のほうからは不採択という形で理由を述べさせていただきたいと思います。

この消費税法の改正を含む社会保障と税の一体改革関連法は、既に可決、成立しております。このインボイス制度につきましても、令和5年10月の導入に向けて、今必要な準備が進められているところであります。

先ほど、部長の説明にもございましたように、消費税については税率を10パーセントに引き上げる際に、低所得者に配慮する観点から軽減税率制度が導入されております。このインボイス制度は、このような複数税率制度の下で、課税の適正性や透明性を確保するために創設された制度であると思います。

現在、国におきましても、このインボイス制度の導入による事業者の影響を考慮しまして、中小企業また小規模事業者向けの補助金の拡充や、免税事業者等との取引に対して経過措置を設けるなどの対応が行われているところであります。さらに報道によりますと、令和5年度の税制改正に向け、政府与党において小規模事業者に対する新たな負担軽減措置の創設に関する議論が今行われているところでもあります。

したがいまして、既にこの制度の施行まで1年を切っているこのタイミングで、今回の請願にあります実施の中止を求めるという趣旨には賛同できないものと考えております。

よって本請願は不採択でお願いしたいと思います。

増富委員長

それでは、継続審査及び不採択とすべきと、御意見が分かれたので、まず、継続審査についてお諮りいたします。

請願第19号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきことは否決されました。

（東条委員、庄野委員退席）

次に、お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立なしであります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

（東条委員，庄野委員復席）

次に、請願第21号，核兵器のない世界の実現に向け，唯一の戦争被爆国として主導的役割を果たすことを求める意見書の提出を求める請願を審査いたします。

本件について，理事者の説明を求めます。

伊藤経営戦略部長

請願第21号，核兵器のない世界の実現に向け，唯一の戦争被爆国として主導的役割を果たすことを求める意見書の提出を求める請願に関しまして，国等の動向を御説明させていただきます。

核軍縮の進め方を巡っては，核兵器国と非核兵器国，また非核兵器国の間でも核兵器に対する脅威の有無等により立場の違いがあることから，国においては様々な立場の国々の間を橋渡ししながら，現実的な取組を粘り強く進めていくとの考え方の下，核兵器のない世界の実現に向け，取り組んでいるところであります。

例えば，国連総会に対し，1994年以降毎年，核兵器廃絶に向けた決議案を提出しており，本年の決議案，核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組は，現在，国連総会本会議において審議中であり，国としては，本決議案を通じ，来年のG7広島サミットも念頭に，核兵器廃絶に向けた国際社会の機運を一層高め，実践的な取組を粘り強く進める考えであるとのことであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

増富委員長

理事者の説明は，ただいまのとおりであります。

本件は，いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

それでは，本件については，採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本件は，採択すべきものと決定いたしました。

ただいま，採択すべきものと決定いたしました請願第21号，核兵器のない世界の実現に向け，唯一の戦争被爆国として主導的役割を果たすことを求める意見書の提出を求める請願は，国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。

この際，徳島県議会会議規則第14条第2項の規定に基づき，総務委員長名で意見書案を議長宛て提出いたしたいと思ひますが，これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，さよう決定いたしました。

次に，お諮りいたします。

意見書の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、文案は正副委員長に御一任願います。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願19号

採択とすべきもの（簡易採決）

請願第21号

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

以上で、本日の総務委員会を閉会いたします。（12時13分）